

第10回自治基本条例策定検討町民会議記録(第1グループ)

メンバー 町民会議：三津橋英実、古屋寛子、今井宏、我孫子洋昌
職員 P：(欠席：堀北主幹、斉藤主査)
事務局：長岡主幹、羽場主任

確認事項

町民憲章と自治基本条例との関連について

- ・町民憲章は、ごく当たり前の事が書かれている。
- ・町民憲章は、町のシンボリックなものでいいのでは。
- ・40年近く経過し、不変なものだが、現実的には、認識・意識が薄れている。
- ・自治基本条例の策定には理念的に整合性は必要であるが、町民憲章にとられる必要はない。
- ・「鉱」の資源・活用はないが、下川町の歴史上必要。
- ・ホームページに鉱山の歴史を載せた方が良い。

第9回の会議について

- ・目的については、良いのではないか。
- ・理念については、積み上げて作成する方式をとる。

検討事項

情報の共有について

- ・「町の保有する情報」とは、全ての情報なのか。 全てだが、条例で公開する・しないは制限がある。
- ・情報公開の結果は、どのような取扱いなのか。 広報において年1回公表。
- ・一般町民には、情報公開の請求手続きがわからない。
- ・知りたい情報より、知っておけば良かった情報が多い。
- ・これから町政運営に参画したり、住民自治を進めていこうとすれば、議論する上で同じ情報量が必要。

情報の公開について

- ・公の情報は、町民が「財産」だと認識が必要(そのための記述が必要)。
- ・町民に対する説明の責任を果たすだけでなく、公開された町民にも「自治への参画」などの文言を入れなくては、説明自体は現在も行われており、どの様な説明過程を踏むかが問題である。 第3章に「参加」が出てくる。
- ・結果の公開だけでなく、過程の公開が大事。過程がないと、議論のしようがないし、決断資料としても使える。
- ・情報を山のようにもらっても困るので、情報の種類によって知りたいものが違うので、ある程度分類できる方法があれば良い。
- ・町は、町民の情報を預かっているという認識から、「共有」という文言を省いてはどうか。
- ・町の情報を町民がもらうような、感じがある。
- ・「多様な媒体の整備と活用」は、今後、色々な媒体になるかも知れないので、このままで良い。
- ・4,000人と小さな町なので、メール等で欲しい情報カテゴリを決められると良い。

情報公開制度について

- ・「必要な事項」を手順・目次など具体的にした親切な表現の方が良いのでは。

個人情報の保護について

- ・「何人も」というのは、どうなのか。 情報公開の対象は「町民」、個人情報は「町外」も含まれる。 それだと、このままで良い。

第10回自治基本条例策定検討町民会議記録（第2グループ）

参加者 町民委員～川島里美、小日向昭、小倉龍生
職員 P～武田主幹、今井主査（欠席：高橋主査）
事務局～田村主査、蓑島主事

案件

（条文の検討について）

【第2章～情報の共有関係】

- ・情報共有の前に情報収集が重要。正確なデータベースを持つことも必要。
- ・役場内部でも整理されていない。
- ・情報公開と同時に情報収集をしなければならない。
- ・収集・整理・管理が必要
- ・行政では、情報を公開することを前提に仕事をしていない現状。情報を出すのであれば、それを前提に仕事をするはず。この条例に盛り込むかどうかは別として。
- ・全てに人に責任がわかるようにするのならば、この条例できちんとした方が良いと思う。
- ・ニセコ町では、個人情報以外は全て公開し、町が持つ情報は町全体の財産としている。
- ・（町民が行政に情報を求めた時）職員によって対応にバラツキがある。
- ・図書館みたいな所に情報を集め自分で調べるという事も重要。個人情報とはどの範囲なのか？7条2項の範囲は難しいと思う。情報公開条例をこの中に含めてしまう事はできないのか？
- ・この条例を基本に、個別条例が連なっていく形となると思う。「媒体」とは何か？など、現実的にどうしていくか？あらゆる手立てを考えなくてはならない。みんなにわかる様な形にしないと共有できない。
- ・自分の欲しい情報を取りにいける形が望ましい。
- ・情報を欲しい人が欲しい時に手に入る状態が大切
- ・年代差もある。
- ・どの辺りまで情報は必要なのか？
- ・決まったことは最低限公開、町民側ではその線引きはできない。
- ・プロセスとか、何処に行けばわかるとか、そのあたり。
- ・行政も住民もお互いどういう情報を求め、持っているのかわっていない。
- ・そういうシステムが大切と思う。
- ・そういう仕組みづくりをしていくことを、条例に入れられたらよい。
- ・解説の中で規定する方法もある。
- ・行政は、今は受身。情報を求めにくるのを待っている状態。
- ・より多くの方に、よりわかってもらうための仕組みができていない。

- ・町民が情報を知る方法を知らない。
- ・情報周知もただ配るだけでは読まない、それをフォローする形が必要。
- ・日常的なものにしていける形に
- ・町民が持っている公益的な情報を町に提供し、広げていく方法もあると思う。それも含めて良いのでは。
- ・そういう集め方は必要だと思う。
- ・行政側からだけでは限界があると思う。住民が情報を提供する仕組み、それが出来て初めて共有だと思う。
- ・職員も直に触れないとわからない部分もある。
- ・情報をきちんとまとめることが、これからの町づくりに重要。
- ・情報の「収集」はやはり必要か
- ・「収集」に関しては加えた方が良い。収集・管理の大前提があり、共有・公開がある。
- ・情報を出す方の責任、収集する責任を明らかにしては
- ・「別条例」とは？
- ・既存の情報公開条例というより、情報を出す方法に関するものになると思う。
- ・個人情報に関する部分で、安心感のためにも、「第2章 情報の共有・保護」とか明記した方が良いのではないか。

第10回自治基本条例策定検討町民会議記録（第3グループ）

メンバー 町民会議：濱下伸一郎、押田志穂（欠席：西村和樹）

職員 P：市田主査、大野主任（欠席：栗原主査）

事務局：総務課長、木原主査

- ・町民の知る権利は当然必要だが、どこまでの範囲なのか明確にする必要があるのではないのか。
- ・個人情報保護条例の中で制限されているものは出せない。個人の情報など限られたものが規制されている。
- ・基本的には、条例などで規制されている情報以外は全部出せると思うが、だからといって何でも出す訳にもいかない。何をどこまで提供していいのか分からない。
- ・町民として必要のない情報を出されても困る。どんなものが情報として提供する必要があるのか整理する必要がある。
- ・情報がないと議論ができないので、情報の公開自体は必要。
- ・不確定な情報では議論にならないので、正確な情報の公開が必要。
- ・幼児センターのことも色々と住民の間で話題になっているが当初予算で出ているので、情報としては公開している。
- ・決定の過程が不透明ということ。意見を聞いているのは関係者だけ。一般町民に対する情報は不足している。少ない人数で議論した方が楽。今まではそうやってきた。
- ・情報といっても、それぞれ興味のあることが違う。
- ・個人的に興味のあることは、情報公開条例があるので、個人的に得ることができる。情報公開条例では公開をするといっているが、個人情報保護条例では制限をしており、相反するものになっている。
- ・町民は役場で持っている情報について、知る権利があるということが知らない。それは役場のものだと思っている。
- ・今までは、行政側もそういった認識はあまりないのではないのか。
- ・町民が気軽に色々なことを聞きに来られるような役場になればいいと思う。
- ・役場に聞けば色々なことが分かるのだろうが、どんな情報があるのか分からない。情報のメニュー表みたいなものがあればいいと思う。
- ・役場内部でも、担当以外のことは分からないことがたくさんある。
- ・行政も今までに比べて、少しずつ情報を出すようになってきた。
- ・条文で詳しく規定するよりは、細かいものは解説でうたった方がいいのではないのか。
- ・あまり細かくうたうのも、時代背景などの変化で合わなくなるおそれもあるし、かといって大まか過ぎるのも意味がなくなる。
- ・解説は簡単に変えることはできるのか。
- ・条文の解釈を定義付けるもので、条文が改正されないと解説も変えられない。
- ・今、検討している地域担当職員の役割も大きい。行政の情報を地域に持って行き、議論してもらえる。
- ・他の町では、業務内容をメニュー化して、そこから町民が興味のあるものを選択し、担当職員が説明に行くという、「出前講座」をやっているところもある。それも情報発信の1つ。
- ・第5条第1項には、「何のために」「どういったことから」という、目的が必要ではないのか。
- ・第5条第2項の「財産」という表現はどうか。
- ・町が情報を提供するとともに、受ける側の町民の姿勢というのにも必要ではないのか。

自治基本条例検討素案

第2章 情報の共有

(情報の公開)

第5条 町民は、町が保有する情報を知る権利があります。

2 町は、保有する情報が町民との共有する財産であることを認識するとともに、町民に対する説明の責任を果たすため、町政に関する情報を積極的に公開するよう努めなければなりません。

3 町は、町政に関する情報を正確で分かりやすく提供するとともに、町民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用にも努めなければなりません。

(情報公開制度)

第6条 町は、前条第1項に規定する権利を明らかにするため、情報公開に関する制度を設けなければなりません。

2 情報公開制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(個人情報の保護)

第7条 何人も町に対して、自らに関する個人情報について、開示、訂正及び利用停止を請求する権利があります。

2 町は、基本的人権の擁護を図るため、個人情報の保護に関し、適切な措置を講じなければなりません。

3 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めます。